

2024年07月23日(火)  
総務課

## 【ご案内】ベビーシッター派遣事業について(8月・9月入試対応)

ダイバーシティ推進事業の一環として、国(子ども家庭庁)が実施している「ベビーシッター派遣事業」を活用した、「ベビーシッター派遣事業割引券」の配付を行います。

休日・祝日に実施する本学の用務(入試、オープンキャンパス、大学祭)に従事するため、ベビーシッターのサービスの利用が必要となった場合に使用することができる電子割引券です。

利用対象者や条件、申し込み方法等詳細は添付をご確認ください。

### <申し込み期限>

8月及び9月上旬に実施される入試従事での利用希望…8月2日(金)

9月下旬に実施される入試従事での利用希望…8月16日(金)

※10月以降の申し込み期限等については改めてご案内します。

### <お申し込み先・お問い合わせ>

総務課 庶務係 093-964-4004

2024年6月24日

教職員各位

ダイバーシティ推進検討会議事務局

### ベビーシッター派遣事業の活用について(ご案内)

国(子ども家庭庁)は、仕事・子育て両立支援事業として、労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その料金の一部を助成する「ベビーシッター派遣事業」を、公益財団法人全国保育サービス協会に委託して実施しています。

本学においても、入試など本学の用務に従事する際の託児サービスとして、同事業を活用し、「ベビーシッター派遣事業割引券」の配布を行うこととしましたので、ご案内いたします。

### 記

- 1 目的:本学教職員の子育てと仕事の両立環境を整えるため。
- 2 利用対象者  
本学に雇用されている非常勤を含む教職員(共済組合員及び厚生年金保険被保険者に限る。)で、休日及び祝日に実施する本学の用務(入試、オープンキャンパス、大学祭)に従事するために、ベビーシッターのサービスを必要とする者。
- 3 利用の条件
  - (1) 配偶者の就労・病気療養・求職活動・就学・職業訓練等により、又はひとり親家庭であることによりサービスを使わなければ就労することが困難な状況にあること。
  - (2) 公益財団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッターに限る。
- 4 対象児童
  - (1) 乳幼児から小学校3年生までの児童
  - (2) 健全育成上の世話を必要とする次のアからウのいずれかに該当する小学校

6年生までの児童

ア. 「身体障害者手帳」の交付を受けている場合

イ. 「療育手帳」の交付を受けている場合

ウ. その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童

## 5 対象となるサービス

(1) 家庭内における保育

(2) 家庭と保育等施設の間の送迎

## 6 利用期間

2024年7月～2025年3月末まで(予算及び割引券の発行枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても配布を終了する。)

## 7 割引金額

(1) 割引券1枚当たりの割引金額は 2,200 円。

(2) 割引券は、利用料金が1回につき使用枚数×2,200 円以上のサービスを対象とする(会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は含まない。)

(3) 割引券は、1日に対象児童1人につき2枚、1家庭1か月 24 枚まで使用できま  
すなお、今年度は本学全体で 50 枚確保しています。

### 【問い合わせ先】

総務課庶務係 担当: 中願寺・永田

TEL: 093-964-4004(内線: 4005)

E-mail: shomu@kitakyu-u.ac.jp

## ベビーシッター派遣事業電子割引券の利用手順について

### 1 電子割引券の取扱について

公益社団法人全国保育サービス協会HPでご確認下さい。

「ベビーシッター派遣事業割引券」は公益社団法人全国保育サービス協会が実施する内閣府のベビーシッター派遣事業により発行されるものです。

### 2 申込方法

- 「ベビーシッター派遣事業電子割引券申込書」に必要事項を入力の上、総務課庶務係までメールにてご提出下さい。

※メール件名は「ベビーシッター割引券利用申込」とすること。

※申込書は、対象児童1人につき1枚提出すること。

- 利用予定日の前月の指定期日までに1カ月分の申込を行ってください。  
(数ヵ月分をまとめて申し込みはできません。)

<割引券の利用条件>

- 1割引券 (URL) につき 2,200 円割引
- 割引券の対象は、対象児童1人につき2枚、1家庭につき1カ月に24枚までが上限です。
- 割引券を利用できるベビーシッター事業者は限定されています。必ず以下のURL（全国保育サービス協会「割引券等取扱事業者一覧」）でご確認下さい。

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm)

### 3 ベビーシッター利用予約後の学内手続き

- 初回はベビーシッター事業者との「契約書の写し(本人名義)」又は「登録完了のお知らせメール等」を総務課庶務係へメールにて送付して下さい。原則として利用予定日の7業務日前までをお願いします。
- 2回目以降は同一のベビーシッター事業者を利用する場合に限り、「ベビーシッター割引券利用申込」のみを総務課庶務係へメールで送付して下さい。
- 利用業者が変更になった場合は、その都度、ベビーシッター事業者との「契約書写し」又は「登録完了のお知らせメール等」を原則として利用予定日の7業務日前までにご提出下さい。

#### 4 割引券の送付方法

割引券（URL）を大学のメールアドレス宛にお送りいたします。

#### 5 割引券の利用方法

公益社団法人全国保育サービス協会発行の「割引券画面操作マニュアル（利用者向け）」にて詳しい利用手順をご確認ください。

#### 6 割引券の利用後

特にしていただくことはございません。該当月にベビーシッター利用予定がなくなった場合、使用しなかった割引券（URL）は手元で保管し次回利用時に使用していただいて構いません。年度末までに利用予定がない場合は、速やかに総務課庶務係にご連絡ください。

## 【ベビーシッター派遣事業電子割引券申込書】

ベビーシッター派遣事業割引券を申し込まれる方は、以下をご確認の上、申し込みください。  
確認後はチェックボックスにチェックを入れてください。

「ベビーシッター育児支援事業電子割引券の利用手順について」の確認

氏名※1	(フリガナ)	申込日	年 月 日
職員番号		お子様の年齢 (学年)	
所属・職名			
学内連絡先		緊急連絡先	
E-mail※2			

※1 氏名欄には健康保険被保険者証と同じ氏名を記載してください

※2 大学のメールアドレスを記載してください。

ベビーシッターサービス利用予定日 ※行は適宜増やしてください	申込理由
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
希望枚数	枚

※割引券使用枚数は1日につき対象児童1人に2枚、1家庭1か月24枚を上限とします。

※割引券は交付日より前の日付での使用はできません。

※利用予定日の前月の指定期日迄に、1ヵ月分の申込書をご提出ください。(数ヵ月分まとめての申し込みはできません。)

【申込書提出先】事務局総務課庶務係 ([shomu@kitakyu-u.ac.jp](mailto:shomu@kitakyu-u.ac.jp))

以下、ご記入いただく必要はありません。

※事務局記入欄		
発行日	発行割引券番号	利用確認日
月 日	No.	月 日
月 日	No.	月 日
月 日	No.	月 日

◎「ベビーシッター派遣事業割引券」は子ども家庭庁の委託を受け公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター派遣事業により発行されるものです。